

業 務 等 質 問 書

提出日：令和4年2月4日

発注機関名	長野県	公 告 日	令和4年1月19日
業 務 名 業 務 箇 所 名	令和3年度県産農産物海外販売力強化事業業務業務 香港		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質 問 内 容	令和3年米、4年米に関しては規制があるようなお話しがあったと思います。何年度産の米をいつからいつ使用できる等により販売強化時期が決まると思います。令和3年米、4年米についての規制について、特に使用できる、販売できる期間について、詳細をお教えいただきたいです。		

回答日：令和4年2月7日

回 答	<p><b>【国の米政策】</b></p> <p>国は、主食米の適正生産に向けて、主食米からの転換（麦・大豆・新市場開拓米（輸出米）等）を図るため、水田活用の直接支払交付金等により作付け転換（作付け前に申請）を実施した農家へ助成金を交付しています。このため、その用途に制限があります。</p> <p><b>【当該業務において使用できるコメの生産年について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書5の（2）のア：令和4年産の輸出用米</li> <li>5の（3）パックご飯等：令和3年産の主食用米</li> <li>5の（3）コメ：令和3年産の主食用米</li> </ul> <p><b>【コメの出荷時期（産地により多少バラツキがあります）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あきたこまち：9月上旬～10月下旬</li> <li>・コシヒカリ：9月中旬～10月下旬</li> <li>・風さやか：10月上旬～11月下旬</li> </ul>
-----	--